議員提出議案第2号

瑞穂町議会議員政治倫理条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月24日

提出者 瑞穂町議会議会活性化特別委員会 委員長 村 上 嘉 男

(提案理由)

瑞穂町議会が町民から信頼を得て、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与するため、議員の政治倫理に関する基本となる事項を定める必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、瑞穂町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼を得て、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、 自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民 の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(政治倫理基準)

- 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。
 - (1)納税等の義務を履行するとともに、品位及び名誉を損なう行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
 - (3)町が行う許認可又は請負その他の契約に関して、特定の個人、企業、団体等のために不正な取り計らいをしないこと。
 - (4) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不当に関与しないこと。
 - (5) 政治活動に関して、個人、企業、団体等から政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

(審査の請求)

第4条 町民又は議員は、議員が前条に規定する政治倫理基準に違 反している疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添え て、町民にあっては選挙権を有する者の50分の1以上の連署、 議員にあっては2人以上の連署をもって、議長に審査を請求する ことができる。

(審査会の設置等)

- 第5条 議長は、前条に規定する審査の請求があったときは、瑞穂 町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、 審査を付託する。
- 2 審査会の委員は、6人以内の議員をもって構成し、議長が議会 運営委員会に諮って選任する。
- 3 審査の対象となる議員及び審査請求した議員は、審査会の委員 になることができない。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を1人置く。
- 5 審査会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 6 委員の任期は、当該審査の終了までとする。(審査会の運営)
- 第6条 審査会は、前条第1項の規定により議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は政治倫理基準の違反の存否について審査する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開 くことができない。
- 3 審査会は、当該審査を行うため、審査請求された議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、対象議員から申出があったときは、弁明の機会を保障しなければならない。
- 5 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出 席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(審査会の審査結果)

- 第7条 審査会は、当該審査の請求があった日から起算して60日 以内に審査結果を文書で議長に報告しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定による報告があったときは、その審査結果 を速やかに審査の請求をした町民又は議員及び対象議員に通知し なければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、審査会は、議長がやむを得ないと 認める理由により、第1項に規定する期間内に審査結果を報告す ることができないときは、当該審査の請求があった日から起算し て90日を限度として、その期間を延長できる。この場合におい て、議長は速やかに延長する理由及び期間を文書により審査の請 求をした町民又は議員に通知しなければならない。
- 4 議長は、審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 議長は、前項の措置を講じたときは、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。